

訪問介護重要事項説明書

訪問介護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社よろづや
主たる事務所の所在地	〒509-0257 岐阜県可児市長坂1丁目35番地
代表者（職名・氏名）	代表取締役 余語 拓摩
設立年月日	令和3年10月26日
電話番号	0574 - 58 - 4153

2. 事業所の概要

事業所の名称	訪問介護よろづや	
事業所の所在地	〒509-0257 岐阜県可児市長坂1丁目35番地	
電話番号	0574 - 58 - 4153	
FAX番号	0574 - 58 - 4153	
指定年月日・事業所番号	令和4年3月1日指定	事業所番号：2173101482
通常の事業の実施地域	可児市、犬山市、美濃加茂市、加茂郡坂祝町、加茂郡富加町、可児郡、関市、各務原市、岐阜市	

3. 運営の方針

- 訪問介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。
- 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

1 身体介護

- ① 排泄・食事介助
- ② 清拭・入浴、身体整容
- ③ 体位変換、移動・移乗介助、外出介助
- ④ 起床及び就寝介助
- ⑤ 服薬介助
- ⑥ 自立生活支援・重度化防止のための見守り的援助

- 2 生活援助
- ① 掃除
 - ② 洗濯
 - ③ ベッドメイク
 - ④ 衣類の整理・被服の補修
 - ⑤ 一般的な調理、配下膳
 - ⑥ 買い物・薬の受け取り
- 3 通院等乗降介助

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）及びお盆（8月13日から8月15日まで）を除きます。
営業時間	午前9時から午後6時まで ただし、利用者の希望に応じて、上記時間外でも、サービス提供可能な体制をとります。

6. 事業所の従業者の体制

（令和6年9月1日現在）

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者	人	1人		
サービス提供責任者	1人	人	人	人
訪問介護員	1人	人	3人	2人

7. 利用料等

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。

ただし、支払方法が償還払いとなる場合には、利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口に提出し、後日払い戻しを受けてください。

（1）訪問介護の利用料

【基本部分：訪問介護費】

2024. 4月改正

区分	所要時間	訪問介護費（1回あたり）				
		単位数	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (自己負担1割の場合) ※(注3)参照	利用者負担金 (自己負担2割の場合) ※(注3)参照	利用者負担金 (自己負担3割の場合) ※(注3)参照
身体介護	20分未満	163	1, 664円	167円	333円	500円
	20分以上30分未満	244	2, 491円	250円	499円	748円
	30分以上 1時間未満	387	3, 951円	396円	791円	1, 186円

	身20分以上30分未満 生20分以上45分未満	309	3, 154円	316円	631円	947円
	身20分以上30分未満 生45分以上70分未満	374	3, 818円	382円	764円	1, 146円
生活 援助	20分以上45分未満	179	1, 827円	183円	366円	549円
	45分以上	220	2, 246円	225円	450円	674円
	通院等乗降介助 (1回につき)	97	990円	99円	198円	297円

【加算・減算】

要件を満たす場合、上記の基本部分に加算の料金が加算又は減算されます。加算については、別紙にて説明・同意を得るものとします。

(注1) 上記の基本利用料及び加算等は、厚生労働大臣が告示で定める金額（事業所の所在地が7級地のため、単位数に10.21を乗じた額）であり、これが改定された場合は、これら基本利用料等も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料等を書面でお知らせします。

(注2) 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

(注3) 上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が生じることがあります。

(2) その他の費用

交通費	通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。 ① 事業所の実施地域を越える地点から、1キロあたり 55円 ② 全額自費サービスは、平日 9:00～18:00 30分につき 600円 上記以外の時間帯 30分につき 900円
日常生活上必要な 物品	実費

費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとします。

(3) キャンセル料

利用予定日の前にサービス利用の中止又は変更をすることができます。

この場合には、利用予定日の前日までに事業所に申し出てください。利用日の当日までに連絡がなく、サービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

キャンセルの時期	キャンセル料
サービス利用の前日までのご連絡	無料
サービス当日までにご連絡のなかつた場合	5000円

(4) 支払い方法

毎月、10日までに前月分の利用料の請求をいたしますので、20日までにお支払ください。お支払方法は、口座振替にてお支払い、銀行振り込み、現金によるお支払いの中からご契約の際に選択できます。

〈お振り込み先〉 振込手数料はご利用者様負担でお願いいたします。

【金融機関】GMOあおぞらネット銀行

【支店】法人営業部

【預金科目】普通

【口座番号】1300356

【口座名】株式会社よろずや介護保険

8. サービスの利用に当たっての留意事項

- ・サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐにお申し出ください。
- ・サービス提供に当たって、訪問介護員等は次のことをお受けすることはできませんので、あらかじめご了承ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 利用者の家族に対するサービス提供
 - ③ 利用者及びその家族からの金銭又は物品の授受

9. 秘密保持及び個人情報の保護

- ・事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。
- ・事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ・事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 事故発生時の対応

訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12. 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

(1) 事業所の窓口

事業所相談窓口	電話番号 0574-58-4153 受付時間 月曜日から金曜日 午前9時から午後6時 担当者名 余語拓摩
---------	--

(2) その他苦情申立の窓口

苦情受付機関	岐阜県国保連合会介護保険苦情相談窓口	電話 058-275-9826
	可児市介護保険課	電話 0574-62-1111
	美濃加茂市健康福祉部福祉課市民福祉係	電話 0574-25-2111
	犬山市健康福祉部高齢者支援係	電話 0568-44-0326
	加茂郡坂祝町福祉課福祉係	電話 0574-66-2406
	加茂郡富加町役場	電話 0574-54-2111
	可児郡御嵩町庁舎	電話 0574-67-2111
	関市福祉部高齢福祉課介護保険係	電話 0575-22-7730

13. 虐待防止について

事業所は、利用者的人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- ① 虐待を防止するための「虐待防止委員会」を設置
- ② 虐待を防止するための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ④ 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ⑤ その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または擁護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

14. サービスの終了

次の場合にサービスは終了となります。

(1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに文書でお申し出下さい。

ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が7日以内の通知でもこの契約を解約することができます。

(2) 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、1か月前までに文書で通知します。

(3) 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設へ入院又は入所した場合
- ・利用者の要介護状態区分が要支援又は自立となった場合
- ・利用者が死亡した場合

(4) その他

①次の場合は、利用者は文書で解約を通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。

- ・事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・事業者が、守秘義務に反した場合
- ・事業者が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・事業者が、倒産した場合

②その他、利用者は契約更新を希望しない場合、利用料等の変更に対して同意することができない場合には契約を解約することができます。

③次の場合は、事業者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

- ・利用者の利用料等の支払いが3か月以上遅延し、利用料等を支払うよう催告したにも拘らず、別途定めた期限内に支払われなかつた場合
- ・利用者又はその家族が事業者や従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行つた場合

令和　　8年　　月　　日

事業所は、利用者へのサービス提供開始に当たり、上記のとおり重要事項を説明しました。

説明者 所在地 岐阜県可児市長坂1丁目35番地

事業所名 訪問介護よろずや

説明者名 サービス提供責任者

島崎茂美 印

私は、事業所より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利 用 者 住 所
氏 名

印

代 理 人

住 所
氏 名
利用者との続柄

印